

再び不祥事・・・

わが身をふり返ってみましょう

2018.05.01

No.08

校長 渡邊 幸二

連休のはぎ間です。来年度は、天皇ご退位・ご即位の関係で、ゴールデンウィークがどうになってしまうのか・・・私事で恐縮ですが、3連休で、東京でひとり暮らししている娘を連れ出し伊豆に行ってきました。地元の方に伊豆は暖かくていいなあと言ったら、そっちは雪があっていいなあと羨ましがられました。“住めば都”という事を改めて確認することになりました。別荘地という聞こえはいいのですが、どこも空き家が多く、しかもバブル時代の建物なのかかなり老朽化していて、果たして買い手がつくのか、このまま行けば限界集落になってしまうのではないかと、他人事ですがちょっと心配になりました。(伊豆らしいお土産をと、とりあえず「伊豆」がつくものを買ってきました)

再び不祥事が起きてしまいました

今朝の新聞を見て「またか・・・」と思われた方も多いことと思います。村山地方で「盗撮」の不祥事が発生してしまいました。“自分にはあり得ないこと”として片付けずに、他山の石として日ごろの行動をふり返ってみたいと思います。

伊豆からの帰り道、高速道路を使いながらも10時間も連続で(もちろん休憩を挟みましたが)運転をしていると、どうしても集中力がなくなるときがあります。制限速度が70km/hなのに、流れに乗って走行していると、いつの間にか90km/hを越えてしまうなんてことも・・・あわててアクセルを緩め、じゃんけん列車の先頭車両となるのでした。



一般道の場合と高速道路の場合では違うのですが、制限速度を30km/hを超えて運転すると「暴走運転」扱いになることはご存知でしたか？山形県の「懲戒処分の基準」によりますと、「暴走運転」には9点の行政処分の法違反点が課され(県教委で定める懲戒処分の基準点)、その方には「戒告」という処分が下されます。そうすると生涯賃金で200万円以上の不利益を被ります。

今回の「盗撮」の場合、重大な信用失墜行為になりますので、残念ながら**免職**は免れないでしょう。懲戒処分として「免職になると、退職金が全く支給されないというのが県の対応です。自業自得ではありますが、そのご家族のことを思うと辛いものがあります。どうか、先生ご自身のためはもちろん、ご家族、そして何より目の前の子どもたちの期待を裏切ることのないよう、今後も十分に自分自身を律していきましょう。

どうか楽しい連休をお過ごしください。